

玉名市女性人材リスト登録事業実施要領

1 目的

政策及び方針決定の場への参画をはじめあらゆる場へ女性の登用を促進するため、多方面にわたる人材を「玉名市女性人材リスト」（以下「リスト」という。）に登録し、女性の人材の情報提供を行うことにより、男女共同参画社会の実現をめざす。

2 実施主体

この事業の実施主体は、玉名市（以下「市」という。）とする。

3 登録対象者

リストの登録対象者は、20歳以上の女性で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 玉名市内に居住若しくは勤務し、又は市内で社会活動を継続的に行っている者
- (2) 仕事、研究、芸術、スポーツ等のあらゆる分野で専門的な知識や活動実績のある者又は有識者若しくは有資格者
- (3) 市政に関心があり、地域の発展に熱意を持って貢献できる者

4 登録方法

広い分野から人材を起用することを基本とし、本人あてに「玉名市女性人材リスト登録票」（別紙様式）を送付し、登録について了解が得られた者を登録する。

5 登録の期間

リストの登録の期間は、登録した日から、登録者から登録の抹消の申出があった日までとする。

6 リストの活用

リストの活用は、次に掲げる場合とする。

- (1) 各種審議会、委員会等の委員の人選をするとき。
- (2) 研修会、講演会等の講師等の人選をするとき。
- (3) 市の諸事業推進のため女性人材を必要とするとき。
- (4) その他市が必要と認めるとき。

7 情報の管理

リストに登録した情報の管理は、次に掲げるところによる。

- (1) リストに登録した個人情報、プライバシー保護に十分配慮し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき管理する。
- (2) 登録の内容に変更が生じた場合は、変更の申出があった時点で随時行うが、全登録者は3年に一度再登録を行うものとする。
- (3) リストの管理は総務部人権啓発課男女共同参画係で行う。

8 不適格者の取扱い

次の各号のいずれかに該当するものはリストから外す。

- (1) リスト登録を営利目的に利用する者
- (2) リスト登録を政治活動・宗教活動に利用する者
- (3) その他市がリスト登録者としてふさわしくないと認められた者

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。